

三重県地籍調査推進の取組について



三重県地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課

1

1 三重県地籍調査推進の取組方針(概要版)

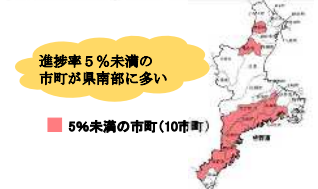
三重県地籍調査推進検討会

1 三重県内における地籍調査の実施状況

■三重県の進捗率 10% (全国平均53%)



■県内市町の進捗率(令和5年度末)



事前防災の観点から地籍調査を行う
必要性が高いと考える区域
(=「被災想定区域」)の実施率

被災想定区域の実施状況
(令和5年度末)

県全体の実施率 34%

区域名	対象区域 面積	未実施 面積	実施率
津波浸水想定区域 浸水深2m以上	168km ²	95km ²	43%
洪水浸水想定区域のうち 家屋倒壊等氾濫想定区域	160km ²	107km ²	33%
土砂災害特別警戒区域(急傾斜 の崩壊・土石流・地すべり)	65km ²	58km ²	10%
合計	380km ²	252km ²	34%

3 地籍調査を進めるうえでの課題

- 体制が十分でない(人員不足。19市町で担当職員が他業務を兼務)
- ノウハウが乏しい(人事異動もあり、引継が十分に行われていないケースがある)
- 予算が十分でない
- 土地所有者等の協力や合意を得ることに苦慮する
- 計画的に実施できていない

4 取組方針と取組内容

取組方針

地籍調査を推進するため

- 土地所有者の理解・協力を得つつ、市町が効率的、円滑に推進できるよう実施体制を整備・強化していく。
- 優先的に推進する区域へ限られたリソース(人・予算など)を重点的に投入するなど、計画的に推進していく。

取組方針① 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化

取組内容1

◆様々な課題のある環境に置かれている市町の実施体制を強化

<技術的支援>

地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者などを活用した地域連絡会議の実施

<負担軽減>

市町の負担を軽減するため、民間業者等を活用した包括委託(10条2項)の促進

<国への働きかけ>

予算の確保や制度改正など地籍調査の迅速化・円滑化に向けた国への働きかけ

◆地域の実情に応じた様々な技術や制度の活用を推進

<技術や手法の活用>

航空機や自動車で測量したデータを活用する先進的な取組や、街区境界調査などの活用の促進

<制度の活用>

地籍調査以外の測量・調査の成果を活用し、効果的な地籍整備(19条5項申請)の推進

取組方針② 優先的に推進する区域の選定

取組内容2

◆優先的に推進する区域を選定し、計画的に推進

被災想定区域において優先的に進める区域を選定し、市町の計画的な地籍調査を推進

取組方針③ 迅速に進めるための重要性の周知

取組内容3

◆様々な機会を通じて広く地籍調査の重要性を周知

<重要性の周知>

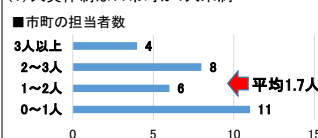
防災に関するイベント・各種会議等で住民や各市町へ地籍調査の重要性の周知

<補助金等の周知>

開発行為を行う民間事業者や森林組合等へ地籍調査における補助金等の活用推進

2 県内市町における地籍調査事業の状況(アンケート、ヒアリング等による)

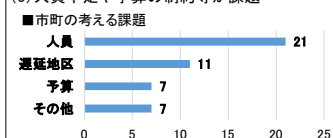
(1) 人員体制は11市町が1人未満



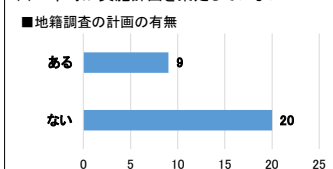
(2) 1年間の事業費は約半数が1,000万円未満



(3) 人員不足や予算の制約等が課題



(4) 20市町が実施計画を策定していない



2

取組方針① 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化

取組内容1

様々な課題のある環境に置かれている市町の実施体制を強化

<技術的支援>

- 地籍調査を進めるうえで必要な知識を習得・蓄積するための地域連絡会議（登記所単位）の開催（地域連携・交通部）
- 遅延地区の解消等に向けた地籍アドバイザー派遣制度の活用（地域連携・交通部）
- 地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者や土地家屋調査士、測量士からの助言等を得られやすい環境整備（地域連携・交通部）
- 県が主催する用地担当者研修会への地籍調査担当者の参加の促進（県土整備部）

<負担軽減>

- 地籍調査に精通した民間事業者等への工程管理等を含めた包括的な委託を促進するための検討（地域連携・交通部）
- データ分析の結果に基づく市町ごとの実態に応じた効果的な施策の提案（地域連携・交通部）

<国への働きかけ>

- 地籍調査費負担金による南海トラフ地震等の津波浸水想定区域への重点配分や遅延地区における再調査に対する国庫補助に関する国への要望（地域連携・交通部）
- 地籍整備推進調査費補助金の地域要件撤廃及び国土調査法第19条5項、6項指定申請に係る経費の特別交付税措置など制度改正に関する国への要望（地域連携・交通部）
- 法務局の不動産登記法第14条第1項地図作成作業の拡大・継続や相続登記の義務化の徹底など不動産登記に関する国への要望（地域連携・交通部）

3

地域の実情に応じた様々な技術や制度の活用を推進

<技術や手法の活用>

- 航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを活用するなどの先進的な取組や街区境界調査など効率的な手法の活用促進（地域連携・交通部）
- 市町が実施する森林境界明確化事業における航空レーザー測量成果の活用促進（農林水産部）
- 山林部の地籍調査を実施しようとする市町への県が実施する航空レーザ測量成果の提供（農林水産部）

<制度の活用>

- 用地買収を伴う事業の測量成果を活用した国土調査法第19条5項指定申請の推進（地域連携・交通部、農林水産部、県土整備部）
- 土地区画整理事業や再開発事業、ほ場整備等に係る測量成果を活用した国土調査法19条第5項指定申請の推進（農林水産部、県土整備部）
- 社会資本整備に関する事業と一体となった地籍調査に交付される社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助等活用の促進（地域連携・交通部）

取組方針② 優先的に推進する区域の選定

取組内容2

優先的に推進する区域を選定し、計画的に推進

- 被災想定区域のうち優先的に進める区域（優先区域）を市町が選定できるよう、被災想定区域における実施状況の情報提供（地域連携・交通部）
- 優先区域での実施を計画的に推進（地域連携・交通部）
- 南海トラフ地震による最新の津波浸水想定区域を市町へ情報提供（防災対策部）

4

○ 優先的に推進する区域について

事前防災の観点から地籍調査を行う必要性が高いと考える区域(=「被災想定区域」)の実施率

<地籍調査を行う必要性が高いと考える区域(=「被災想定区域」)>

◆浸水深が2 m以上の津波浸水想定区域

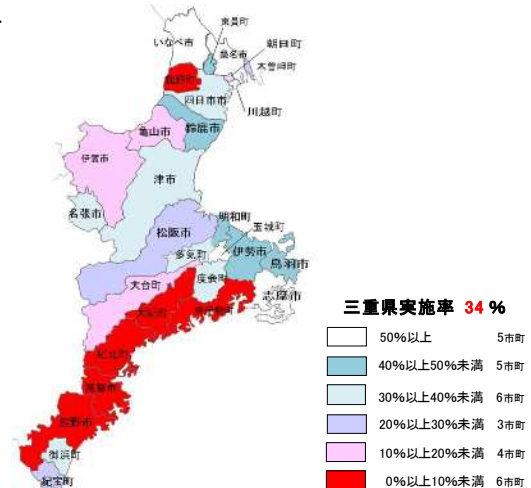
建物が全壊となる割合が大幅に増加する区域

◆洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域

河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域及び洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

◆土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊・土石流・地すべり)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域



区域名	①対象区域面積 (km ²)※1	②未実施面積 (km ²)※1	③実施率(%)※1 (①-②)÷①
津波浸水想定区域 浸水深2 m以上	168	95	43
洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	160	107	33
土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊・土石流・地すべり)	65	58	10
合計※2	380	252	34

※1 ②未実施面積は、①対象区域面積から「地籍調査が実施済み、実施中の地域」、「国土調査法第19条5項指定区域」及び「地籍が一定程度明らかになっている地域」を控除した数値です。

※1 国土交通省地籍調査Webサイト地籍調査状況マップ及び三重県の公表図形データからGISソフトで独自に算出したもので、実際の面積と差異が生じる場合があります。

※2 重複部分があるため合計は一致しません。

5

取組方針③ 迅速に進めるための重要性の周知

取組内容3

様々な機会を通じて広く地籍調査の重要性を周知

<重要性の周知>

- 市町防災対策担当部局や地域住民等へ防災に関するイベント等で地籍調査の重要性の周知(防災対策部、地域連携・交通部)
- 市町まちづくり担当部局へ事前復興まちづくり計画の周知(県土整備部)

<補助金等の周知>

- 開発行為を行う民間事業者に向けての国土調査法第19条5項、6項指定制度及び地籍整備推進調査費補助金制度の周知(県土整備部)
- 市町林務担当部局や森林組合等への地籍調査の周知(農林水産部)

(1) 三重県地籍調査連絡会議及び研修会

□連絡会議

(1)参加者 市町、県、法務局、東海財務局、三重河川国道事務所等（約80名）

(2)開催サイクル 毎年1回（5～7月頃）

(3)内容

①法務局からの連絡事項

法務局地図作成事業の概要
地籍調査の実施における法務局との連携について
筆界特定制度の活用について

②東海財務局からの連絡事項

国有財産の所管確認について
・法定公共物と法定外公共物
・脱落地の調査
・時効取得確認申請書作成の手引き

③三重県水資源・地域プロジェクト課からの連絡事項

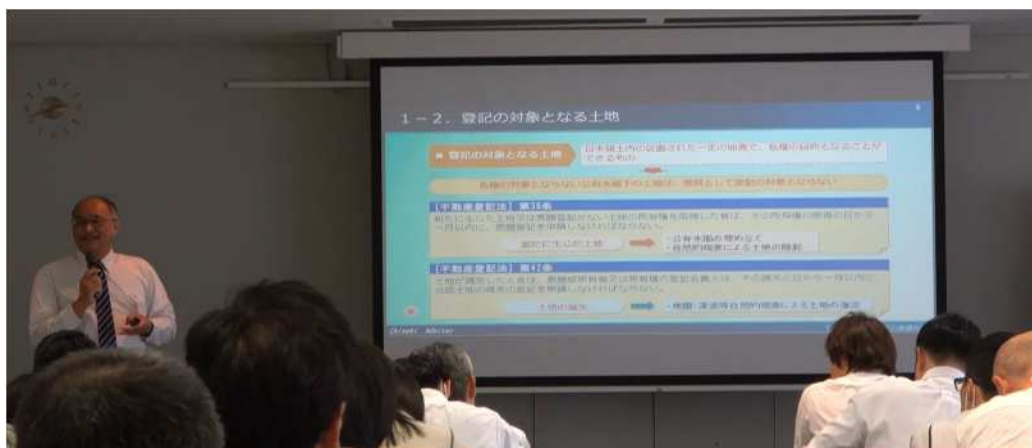
地籍調査推進のための地域連絡会議について
三重県地籍調査進捗状況
事業との連携について
効率的・円滑に推進できる体制の整備・強化

7

□研修会

○近年の講義内容(地籍アドバイザー 荻田匡嗣 氏)

令和元年度： 一筆地調査の留意点～認証遅延を防ぐために～
令和2年度： 国土調査法及び関連法令の改正について
令和3年度： 地籍調査事業（予算事務・認証関係など）について
令和4年度： 地籍調査を取り巻く最近のトピック
～地籍調査作業規程準則の改正と積算基準改定～
令和5年度： 国土調査法第19条第5項指定制度について
令和6年度： 地籍調査作業規程準則・運用基準改正のポイント
令和7年度： 一筆地調査～実務と留意点～
令和8年度： ケーススタディ・地籍調査



8

(2)地域連絡会議 (H25から1地域、R5からは3地域、R7からは8地域)

(1)参加者

各市町、県、法務局、地籍アドバイザー、オブザーバー（約20名）

(2)開催サイクル

県内8地域につき、地域ごとに毎年1～2回

(3)内容

- ・各機関からの連絡事項
- ・各市町の地籍調査進捗状況
- ・議題
- ・その他



9

議題(一部)

- ・相続人が海外在住者の場合の住所調査について
- ・既存の地積測量図（世界測地系により作成）が、現地の構造物（道路側溝等）・地形・位置と明らかに異なる場合について
- ・地籍調査完了前に国の用地取得（高速）があり、地籍調査との座標のズレが誤差の範囲を超えており苦慮しているが、どうすればよいか。
- ・未立会地、筆界未定地が多い場合に、一部の地域を分離して認証を受けられるか。
- ・山林部について、現地の筆界の目安がない際の調査方法は。
- ・リモートセンシングについて、隣接した地区で精度区分が異なる場合の留意事項は。精度が高い地区を先にした方が良いか。
- ・19条5項申請について、開発許可部局と連携して開発業者に働きかける方法を模索しているが、実施事例の有無と概要
- ・業務の発注方法等に関する情報交換
- ・地籍調査のメリットの周知

10

3 令和8年度東海ブロック地籍調査担当者研修会

(1) 日時

令和8年7月22日（水）～24日（金）

(2) 場所

三重県総合文化センター（三重県津市）

(3) 内容

東海ブロック各県協議会会員（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）



11

1日目(7月22日(水))

基調講演① 地籍調査の現状の今後の取り組み

（国土交通省地理空間情報課地籍整備室 藤本実紗室長）

基調講演② 地籍調査の進捗 一市町村とともに考える一

（東京大学大学院工学系研究科 布施孝志教授）

講義(報告)石川県内灘町の被災状況・地籍調査

（石川県内灘町職員）

※ 地籍調査は、東日本大震災を始めとする災害発生の際、復旧・復興事業の早期実施に寄与したものであるとしてその有効性が年々高まっており、「石川県内灘町の被災状況・地籍調査」は、WEB会議により東海四県防災担当者も出席可能としています。

本日の研修にご出席の方も、WEB会議により出席可能としますので、ご希望の方は、7月10日（金）までに電子メールによりご連絡ください。資料やZOOM IDは1週間前を目途にお知らせします。

【件名】東海ブロック地籍調査担当者研修会参加申込（土地政策研修出席者）

【内容】所属名、職名、氏名、電話番号

【送信先】三重県水資源・地域プロジェクト課 辻本

tsujih07@pref.mie.lg.jp (hの次はゼロ) 電話:059-224-2419

※一旦報告した後の予定変更（受講しない）等は、連絡不要

12

2日目(7月23日(木))

(1)グループ討論

- ・4つのグループに分かれ、意見交換を行います。

[議題]

共有地・多数相続人調査の取扱い及び効率化

契約方法の工夫 地籍調査の課題

準則第30条関係 兵庫発スマート地籍調査～創造と革新～

(2)実施者検査演習

実施者検査を円滑・適切に行うため、地籍アドバイザーによる演習を行う。

3日目(7月24日(金))

(1)一筆地調査模擬

地籍調査の主たる工程であるE工程は、地権者の立会いなどもあり、業務委託している場合でも、市町村も一定程度関与します。

一筆地調査に関する模擬を通じて、その内容の理解を図ります。

(2)全体ディスカッション

グループ討論の振り返りも踏まえ、現在課題となっている事項について意見交換を行うもの

13

(参考)国土交通省HPより

地籍調査による震災復興関連事業の迅速化(岩手県釜石市の事例)



○東日本大震災の復興において、岩手県釜石市では、被災市街地での地籍調査が実施済みだったため、未実施の場合に比べ、復興事業の用地調査に係る期間が約1年短縮され、早期の復旧・復興に寄与した。



※岩手県農林水産部農村計画課HPより作成(写真は釜石市から提供)

○鬼怒川の堤防決壊や溢水により被災した茨城県常総市において、地籍調査が完了した若宮戸地区は未実施の三坂地区に比べ、約7ヶ月の用地調査期間が短縮され、復旧・復興の迅速化が図られた。



地籍調査実施による効果

- 平成27年9月の関東・東北豪雨により、常総市三坂地区で約200mにわたり鬼怒川堤防が決壊した。また、上流部の若宮戸地区では大規模な溢水が発生するなど、常総市の1/3に相当する約40km²が甚大な被害を受けた。
- 地籍調査を実施していない三坂地区は、土地の境界に関する基礎資料の収集、土壌流出等により生じた従前と異なる土地形状下での筆界確認に時間を要し、用地調査に約360日の時間を費やした。
- 一方、地籍調査を実施していた若宮戸地区では、地籍調査の成果を活用し土地の筆界確認が円滑に行われ、約150日で用地調査が完了し早期の復旧・復興に寄与した。



※約210日間(約7ヵ月間)の期間短縮を実現

※茨城県常総市の資料に基づき作成

○平成29年9月の台風第18号による集中豪雨により市中心部を流れる津久見川が氾濫し、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けたが、市中心部は地籍調査実施済みであったため、土地所有者及び境界の確認が短期間で行われ、復旧事業において速やかな工事着手につながった。



地籍調査実施による効果

- 津久見市では、平成29年9月の台風第18号の影響による集中豪雨により、市中心部を流れる津久見川が氾濫し、津久見駅や市役所を含め多くの家屋が浸水するなど、甚大な被害を受けた。
- 同年12月に河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、川床掘削、引堤、橋梁架替、護岸工事等を実施するにあたり、用地買収が必要となった。
- 津久見市では、人口集中地区(DID)から地籍調査を進めており、市中心部は調査済みであったため、令和元年5月から用地買収を開始し、令和2年10月までの僅か1年半で27戸・25世帯が完了した。これにより工事着手が速やかに行われ、約2年間の短縮効果につながった。



復旧工事の事業期間

